

お客様各位

平成26年10月1日

日増しに秋が深まってまいりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 人事労務の最新動向
3. 平成27年度税制改正の動向
4. シリーズ経営改善策～経営者保証の見直し

## 1. 今月の事務

社会保険料が10月納付分から変更されることにご注意下さい。

厚生年金保険料率は毎年10月納付分から引き上げられ今年度は17.474%になり、更に、7月に提出した算定基礎届に基づいて年金事務所から送付されてきた新しい標準報酬を基に計算することになります。

そのため、10月給与計算から厚生年金保険料率と新標準報酬月額に変更してください。

## 2. 人事労務の最新動向

メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的として労働安全衛生法が改正され、ストレスチェックが義務付けられます。

このストレスチェックの大きなポイントは、

- ①従業員50人以上の事業場に対して年1回の労働者のストレスチェックを義務付けること
- ②ストレスチェックの結果を労働者に通知し、労働者が希望した場合、医師による面接指導を実施し、結果を保存することです。

一般健康診断と異なり、プライバシー保護の観点より、検査結果は医師または保健師から労働者に直接通知され、労働者の同意を得ずに検査結果を事業者に提供することはできませんので。

施行は平成27年12月までに決定されますので、対象となる会社は就業規則の変更や医師の選定が必要になります。

## 3. 平成27年度税制改正の動向

9月に内閣改造が終わり、いよいよ政府の平成27年度税制改正の方向性が明らかにされてきました。

注目すべきことは設備投資・雇用減税の廃止・縮小です。安倍政権発足の際に、デフレ脱却の目玉として企業の設備投資や雇いを促進するための臨時の減税措置が、最近では物価上昇率が安定し、人手不足も目立って来ていることから役割を終えたとして、順次廃止・縮小する方針です。

特に、生産性の高い設備を導入すると10%を減税する設備投資促進税制と雇人を1人増やせば最大40万円減税する雇用促進税制の廃止が示されており、今後の動向を見極めて設備・雇人を増やしていく必要があります。

また、大企業の法人税率引き下げの見返りとして、赤字企業にも課税される事業税外形標準課税の対象を現在の資本金1億円超から引き下げることが示されており、経団連も同意しております。

中小企業へは適用しない方針ですが、対象となる資本金基準をどこまで引き下げるかにより影響が生

じるため、注意が必要です。

#### 4. シリーズ経営改善策～経営改善計画で新規融資～

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えていて、金融支援が必要な中小企業・小規模事業者が金融機関からの金融支援を受けるため、金融機関が必要とする経営改善計画の策定支援を経営革新等支援機関に依頼し、その費用の一部を国が負担することにより、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進する制度が盛んに行われています。

この金融支援には、単に条件変更等と借換融資だけではなく、新規融資も含まれていることはご存知でしょうか。今企業再生しなければ危ない会社だけでなく、少し資金繰りが苦しい会社であっても、認定支援機関の指導を受けることで新規融資が受けられるのです。

最近では保証協会が保証に慎重になっていますので、事業強化のための道筋を示し、それを確実に実行することで経営改善を図っていくことをお考えの会社にお勧めです。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-1-8 ITCビル 408号室

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 078-862-1229 FAX 078-862-1282

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>